

犯罪被害者等支援関係団体等による第2回ヒアリング意見について

犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、条例素案を作成する段階で、支援関係団体等に2回目のヒアリングをした結果、次のような御意見をいただきました。

◎ヒアリング時期：令和5年7月

◎ヒアリング団体：NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす

公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

愛知県弁護士会西三河支部

愛知県岡崎警察署

名古屋大学 教授 宮木 康博氏

（第1条 目的）

- ・条文の中に「被害者を支える」という文言を入れてほしい。
- ・条例の目的には、岡崎市独自の言葉で犯罪被害者支援に取り組んでいくことを盛り込んでほしい。

（第2条 定義）

- ・犯罪被害者等の家族又は遺族の範囲について、パートナーシップ・ファミリーシップ制度によるパートナーやファミリーも含むことを明記してほしい。
- ・犯罪被害者等について、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用された方を本条例で規定すると、パートナーシップ・ファミリーシップ制度が見直された場合に本条例も見直す必要が出てくるので、支援金給付要綱などに盛り込めれば良いのでは。
- ・二次的被害は二次被害と表記したほうがよいのでは。災害の際も二次的災害とは言わない。近年制定している他市の条例では、二次被害と表記している自治体も多い。
- ・警察庁の第4次犯罪被害者等基本計画では二次的被害の記載となっているので、同じ表記でよいと思う。
- ・二次的被害を与える者の記載があるが、司法機関や医療関係者、捜査関係者を含む行政機関も二次的被害を与える可能性があるため認識するために条文に明記してほしい。
- ・二次的被害については、現状として司法機関や捜査機関で二次的被害が発生していると認識しているが、条文にどこまで記載できるかと思う。
- ・二次的被害の内容として、「身体の不調」とあるが、精神面の不調も考慮し「心身の不調」としたほうがよいのでは。また、「プライバシーの侵害」も入れてはどうか。
- ・再被害とは、「犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受ける被害をいう。」のであって、「更なる被害」だけでは同一加害者による犯罪以外の場合も含む印象を受ける。同一加害者からの被害について被害者等は不安に感じている。
- ・再被害の定義として同一加害者による犯罪と規定している自治体もある。

（第3条 基本理念）

- ・処遇という言葉は、加害者の処遇を連想させるため、別の表現の方がよいのでは。
- ・配慮という言葉は、犯罪被害者等の権利を守るというイメージにつながりにくいので、別の表現の方

がよいのでは。

・「二次的被害を生じさせる」とあるが、「二次的被害及び再被害を生じさせる」と表記するほうがよいのでは。

(第4条 市の責務)

- ・二次的被害防止の文言を入れてほしい。
- ・第3条の基本理念に「二次的被害を生じさせることのないよう配慮するとともに」と表記があり、第4条では「前条の基本理念にのっとり」という表記になっているため、改めて二次的被害防止について表記する必要はないのでは。
- ・職員による二次的被害を防止するため、「犯罪被害者等支援について職員の理解を深める」、「職員に対する研修の実施」等の文言を条文に記載してほしい。
- ・体制整備について明示してほしい。また、「支援計画・指針の策定」、「支援についての検証及び見直し」等の文言を条文に盛り込んでほしい。

(第5条 市民の責務)

- ・二次的被害防止の文言を入れてほしい。
- ・第3条の基本理念に「二次的被害を生じさせることのないよう配慮するとともに」と表記があり、第5条では「基本理念にのっとり」という表記になっているため、改めて二次的被害防止について表記する必要はないのでは。

(第6条 事業者の責務)

- ・犯罪被害者等に対する就労・勤務への配慮は、刑事等に関する手続きに限定しないでほしい。精神的・身体的な不調により従前と同様に働けない場合についても配慮の必要があると思う。
- ・二次的被害防止の文言を入れてほしい。
- ・第3条の基本理念に「二次的被害を生じさせることのないよう配慮するとともに」と表記があり、第6条では「基本理念にのっとり」という表記になっているため、改めて二次的被害防止について表記する必要はないのでは。

(第7条 相談及び情報の提供等)

- ・「窓口を設置」の後に「犯罪被害者等の置かれている状況や心理、必要としている支援について理解のある職員を置くものとする。」など明記し、市の犯罪被害者支援に取り組む意欲や姿勢を示してほしい。
- ・条例制定の重要な目的の一つは、支援の質の担保である。担当職員が異動した場合は、同質の相談対応及び支援は難しいと思われる。人事異動の影響がない専門職（社会福祉士、臨床心理士等）を、例えば非常勤で配置するなどしてほしい。
- ・第2項については、窓口対応が重要と考えている。各自治体の予算や人事的な部分もあるので、専門職の配置については簡単ではないことは理解している。ただ、市職員だけで対応することには限界もあるため、将来的には警察官 OB など外部の人間の採用などについて検討していくことも必要ではないかと思う。

(第9条 日常生活の支援)

- ・他県他都市も参考に、被害者が求める支援施策を増やしてほしい。

(第10条 居住の安定)

- ・一時的な住居の提供だけでなく、市営住宅への優先入居や市営住宅への入居要件の緩和などの施策も入れてほしい。本格的転居についての施策も入らないと、居住の安定とは言えないのではないと思う。

- ・犯罪等により、これまでの住居に住めなくなり転居を余儀なくされる場合、その転居費用を助成してほしい。愛知県にも施策があるが併給してほしい。また、転入及び転出先の市町村とも連携を取るなどして途切れることなく支援をしてほしい。

- ・一時的な住居の提供では居住の安定とは言えないという意見もあるが、この表現で良いと思う。安定するまでの取組として行う意味でよいのでは。

(第 11 条 精神的な被害の軽減又は回復)

- ・精神的な被害については「心理的外傷その他心身に受けた影響」と表記したほうがよいのでは。

(第 13 条 人材の育成)

- ・県内唯一の犯罪被害者等早期援助団体には支援員がいるが、名古屋地区に偏っており、三河地区で直接支援できる人材の育成が必要と思う。

(第 14 条 意見等の反映)

- ・相談窓口対応の検証や支援金以外の経済的支援の見直しなど、検証・見直しを定期的に行う旨の記載を検討できないか。もしくは、条文を追加記載できないか。

- ・犯罪被害当事者、学識経験者、市民からの意見を聴取し反映してほしい。

(その他)

- ・外国人向けのチラシや相談窓口での通訳対応を充実させてほしい。

- ・外国人が日本の制度を理解しやすいよう支援してほしい。

- ・安全の確保、雇用の安定、就業・就労の支援も施策として入れてほしい。

- ・岡崎市には外国人の方が多いので、広報なども、外国人の方が相談しやすいように分かりやすい周知などしてほしい。ホームページやパンフレットなど、外国語表記のものがあるとよい。

(注) 関係団体からいただいた御意見をそのまま掲載しておりますので、内容が重複している部分があります。